

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年6月25日

愛知県知事 殿

提出者

住所 愛知県西尾市吉良町岡山背撫山4番地24

氏名 アサヒセイレン中部株式会社

代表取締役 尾崎宣昭

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0563-35-1141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アサヒセイレン中部株式会社
事業場の所在地	愛知県西尾市吉良町岡山背撫山4番地24
計画期間	令和6年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	23：非鉄金属製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：約87億6千万円
③ 従業員数	64名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	ばいじん ・発生工程：原料溶解、燃料の燃焼 ・集塵工程：集塵機（バグフィルター） ・排出工程：フレコンバッグ受け、フレコンバッグで保管 ・処理工程：最終処分業者に委託して、キレート処理

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図) 代表取締役 工場長 ─ 総務セクションー環境管理責任者 (産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者) ─ 製造ユニット ─ 業務ユニット ─ 技術セクション							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】						
	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td>有害ばいじん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排 出 量</td> <td>145 t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん		排 出 量	145 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん					
	排 出 量	145 t	t				
(これまでに実施した取組) 生産量は昨年とほぼかわらなかったが溶解の原料とスクラップの品位が変わり、やや増加した。昨年に続きスクラップの選別を実施し、受け入れ部署の業務部と溶解部署の製造部のコミュニケーションを強化した。							
【目標】							
②計画	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td>有害ばいじん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排 出 量</td> <td>130 t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん		排 出 量	130 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん					
	排 出 量	130 t	t				
	(今後実施する予定の取組) 今後の生産量は不透明ではあるが4月、5月に実績からみると昨年より減少している。スクラップの検収強化と更なる密なコミュニケーションの実施。						
【目標】							
【目標】							
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・年1回の成分分析を継続実施。 ・フレコンで保管しているが、フレコンに集塵機番号と重量を記入し集塵灰置場で保管						
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き成分分析の結果に注視する。 ・在庫が滞留しないように保管状況を管理者が確認する。						

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	14 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 昨年10月にQC活動（改善活動）で集塵灰を炉に投入して処理する改善実施した。日報に使用量記入する。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	25 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 集塵灰を炉に投入することを継続実施 ・ 2 t/月以上を目標		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) ・ 特になし			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

	(今後実施する予定の取組) ・特になし
--	------------------------

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	
	全処理委託量	131 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	131 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t

		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		(これまでに実施した取組) 『優良認定処理業者』へ全量委託		

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	
		全 処 理 委 託 量	105 t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	105 t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組) 処分業者から処分場の変更依頼あり		
	②計画			
	電子情報処理組織の	【前年度（令和5年度）実績】		

<p>使用に関する事項</p>	<p>特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)</p>	<p>131 t</p>
<p>※事務処理欄</p>	<p>(今後実施する予定の取組) 令和5年4月より電子マニフェスト運用開始し今後も継続 していく</p>	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。